



2025年5月27日

各 位

会 社 名 日本ナレッジ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 藤井 洋一
(コード番号: 5252 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 青木 一男
(TEL 03-3845-4781 代表)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案を2025年6月27日開催予定の当社第40回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

(1) 本制度の導入目的

本制度は、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、特定譲渡制限付株式の交付を受けるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

対 象 者	当社の取締役（社外取締役は除く）
株 式 報 酬 枠	対象取締役に対して合計で年額50,000千円以内
各 取 締 役 に 対 す る 株 式 報 酬 額	会社業績等を踏まえて毎年設定
割り当てる株式の種類 および割り当ての方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行 または処分

割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年20,000株以内。 ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または分割（株式無償割当てを含む）によって増減した場合は、当該上限数はその比率に応じて調整される
払 込 金 額	報酬決定にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額で取締役会が決定
譲 渡 制 限 期 間	割当日より3年から30年の間で取締役会が予め定める期間
譲 渡 制 限 解 除 条 件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除。 ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式のすべて、もしくは一部を当社が無償取得することができる
各取締役に対する 支給時期および配分	任意の指名・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会にて決定
組 織 再 編 時 の 調 整	当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる組織再編等の場合、譲渡制限を解除する

以 上